

令和元年第9回九戸村農業委員会総会

議 事 録

下記のとおり、令和元年第9回九戸村農業委員会総会を招集した。

1 招集の日時 令和元年9月24日 午後2時00分～

1 招集の場所 九戸村役場3階 第2会議室

1 出席委員数 9名

1 出席委員の氏名及び議席番号

1 番	委 員	野辺地 吉 夫
2 番	〃	平 中 実 博
3 番	〃	高 倉 徳 見
4 番	〃	城 戸 あき子
5 番	〃	山 本 隆 也
6 番	〃	七 戸 はるみ
8 番	〃	南 信 男
9 番	〃	山 地 博
10 番	〃	千 葉 一 孝

1 出席推進委員数 5名

1 出席推進委員の氏名及び席次番号

11 番	推進委員	斉 藤 誠 一
12 番	〃	田 澤 松 雄
13 番	〃	松 澤 浩 二
14 番	〃	大 崎 善 孝
15 番	〃	小井田 重 雄
16 番	〃	石 川 弘 志

1 欠席委員の氏名及び議席番号

7 番 委 員 関 口 富貴子

1 説明・職務のため出席した者

事務局長 杉 村 幸 久

主任 大 崎 篤 史

主事 田 澤 直 樹

提出議案

- 報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による届出について」
- 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」
- 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」
- 議案第3号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」
- 議案第4号 「農地等買受適格証明願いに対する処分の決定について」

議長	<p>開会 午後2時00分～</p> <p>ただ今から令和元年第9回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数10名中9名であります。よって本会は成立いたします。また、推進委員さんにも出席して頂いております。なお、関口委員からは所用のため欠席する旨の連絡を受けております。</p> <p>議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議事録署名委員に9番山地会長職務代理者と1番野辺地委員を、書記には事務局の田澤主事を指名致します。</p> <p>それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。事務局説明願います。</p>
事務局 議長	<p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>報告第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p>
事務局 議長	<p>つづきまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第1号に説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p>
事務局 議長	<p>ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
事務局 議長	<p>議案第1号は、原案のとおり決定されました。</p> <p>つづきまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局説明願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p>
事務局 議長 13番	<p>議案第2号の説明が終わりました。現地確認については、城戸委員と松澤推進委員をお願いしておりますので、確認結果について報告をお願いします。</p> <p>本日9時半より現地確認を行いました。事務局より大崎主任、所有者の●●さん、</p>

議長	<p>転用事業者の●●さん、●●さん、城戸委員と私で確認してきました。周りは宅地で第2種農地ということで転用しても支障がないと確認して参りました。以上です。</p> <p>ご苦労様でした。報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
3番 事務局	<p>譲受人の●●さんのお仕事は何をされている方ですか。</p> <p>●●さんは運転手さんです。自家用車の駐車場と同居家族さんが建築業をされているということで、作業場所や資材も置きたいということでの転用となります。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、議案第2号「農地法第5条第1項に規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり意見なしと決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号は、原案のとおり決定されました。</p> <p>つづきまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。平中委員の案件も含まれますので、平中委員は退席願います。</p> <p>(平中委員 退席)</p>
議長 事務局 議長	<p>1番の説明をお願いします。</p> <p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>1番の説明が終わりました。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
事務局 議長	<p>ないようですので、案件1番は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>案件1番は、原案のとおり承認されました。</p> <p>(平中委員 着席)</p> <p>【議案書を読み上げて説明】</p>
事務局 議長	<p>案件2番の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ないようですので、案件2番は原案のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第4号「農地等買受適格証明願いに対する処分の決定について」を議題とします。事務局説明願います。</p> <p>【議案書を読み上げて説明】</p>
事務局 議長	<p>議案第4号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
14番 事務局	<p>参加する順序というのは、農業委員会に届けてから公売に参加するのですか。決まってから農業委員会会長から証明を貰うのですか。</p> <p>今回公売を実施するのが村税担当となります。公売の日にちが10月9日になります。その公売会で農地を買う時に参加することが出来る条件として、買受適格証明を</p>

	<p>農業委員会から貰うことになっていますので、公売会に証明書を持っていないと公売会に参加できません。</p>
14 番 事務局	<p>公売会に行ってから手を挙げてダメということ？</p> <p>農地取得については、受付にはならないと考えられます。</p>
15 番 事務局	<p>他市町村の方も手を挙げてもいいのですか。</p> <p>他市町村の方でも可能です。ただし、他市町村でもきちんと農業経営しているということで、買受できるということを申し出て頂いて我々のほうで承認しても良いかというのを決める事になります。</p>
14 番 事務局	<p>村外の方が手を挙げて、九戸村農業委員会を通さなければならないの？</p> <p>そうです。九戸村内にある農地が対象になっていれば、九戸村農業委員会に証明願いを出して証明書を取るようになります。</p>
議長 事務局	<p>会議にかけなければならないの？事務局にだけ出せばいいの？</p> <p>事務局に出して会議で審議することとなります。</p>
議長 事務局	<p>ということは、今あがっている1名しか参加できないの。</p> <p>公売日程から、そうなります。事務方のみで局長専決はしないようにと、県の事務要領にありますので、議案に必ずあげるということとなります。</p>
3 番 事務局	<p>買受できるかできないかの判断は、二戸市や一戸町、軽米町であればその方が来てもらわないと、農地所有状況は分かりませんよね。</p> <p>もし、そのような方がいる時は営農している農地を所管している他の農業委員会さんが発行する耕作証明書を添付して頂いて、申請して頂く形を取っています。</p>
15 番 事務局	<p>公売と競売の違いはなんですか。</p> <p>競売というのは、民事的にお金を貸しているのに返さないとか、事件があって賠償金を、となった時に裁判所のほうに訴え等して、裁判所のほうで物件を差押えてそれを公開入札するといった司法的なことを言います。公売というのは、税金を滞納されている方で固定資産を差押えさせて頂いたのを公開入札かける行政的なものを公売と言います。</p>
14 番 事務局	<p>価格も決まっていたよね。</p> <p>参考見積価格は公表になっています。</p>
15 番 事務局	<p>価格は税務課で出す評価額に準じることだよ。</p> <p>税務担当の範囲なので推論ですが、評価額に税務署の倍率表の数値または路線価等を掛け、事情考慮した価格ではないかと考えられます。</p>
15 番 事務局	<p>九戸村の中でも条件の良い場所と山の中だと違うということですか。</p> <p>伊保内と伊保内以外だと違う率とか、ありますので。</p>
3 番 事務局	<p>この●●さんと●●さんの関係というのは？</p> <p>申請人からお聞きしたところ、●●と考えられます。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p>
	<p>ないようですので、議案第4号「農地等買受適格証明願いに対する処分の決定について」は、原案のとおり証明すること又その者が買受者となったとき、当該証明の範</p>

囲内である会長が認めるときは、農地法第3条の規定による許可をすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議案第4号は、原案のとおり証明並びに許可することに決定されました。

本日の議案は以上です。

これを持ちまして令和元年度第9回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

閉会日時 令和元年9月24日 午後2時29分終了